

## 学校法人会計について

私学振興助成法に基づき補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める学校法人会計基準に従い貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しています。これにより、学校法人は次に掲げる原則によって会計処理を行ない、計算書類を作成しなければなりません。

### 1. 真実性の原則

財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。

### 2. 複式簿記の原則

すべての取引について、複式簿記の原則によって正確な会計帳簿を作成すること。

### 3. 明瞭性の原則

財政及び経営時の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

### 4. 継続性の原則

採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

また、計算書類に記載する金額は、総額をもって表示することと、学校法人会計基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならないことが定められています。

学校法人の作成する計算書類は、資金収支計算書及びこれに基づき作成する活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表とそれぞれについて定められた内訳表や附属明細表です。また、私立学校法の定めにより財産目録と事業報告書を作成します。

資金収支計算の目的は、学校法人の行う当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金といつでも引き出すことのできる預貯金のことです)のてん末を明らかにすることです。

事業活動収支計算の目的は次の2点です

I. 学校法人の行う当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにすること。

i.教育活動 ii.教育活動以外の経常的な活動 iii.i と ii 以外の活動

II. 当該年度に組入れる基本金の額を控除した、当該会計年度の諸活動に対する事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにすること。

事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とされない収入を計上します。従って借入金のような学校法人の負債となる収入は含まれません。

事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度にお

ける用役の対価に基づいて計上します。運営に必要な消耗品等の各種経費や給与等の資金支出を伴う費用と、非資金支出である減価償却費や退職給与引当金繰入額等を含みます。

基本金とは、学校法人がその諸活動に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組入れた金額のことです。具体的には次の4種類があります。

- 第1号基本金 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額  
…具体的には学校法人が教育に充てるため取得した土地や建物、構築物、機器備品などの取得額を組入れています。
- 第2号基本金 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額  
…校舎を建築する目的で積立てる資金がある時などに、計画に基づき組入れることがあります。
- 第3号基本金 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額  
…運用益で奨学事業を行うために積立てる資産などが当てはまります。
- 第4号基本金 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額  
…概ね1カ月分の運営費用を保持することになっています。

事業活動収入から事業活動支出を差し引いた額を基本金組入前収支差額といい、短期的な収支の均衡を表します。基本金組入前収支差額から基本金組入額を控除した額を当年度収支差額といいます。これと基本金取崩額を累計した翌年度繰越収支差額により長期的な収支の均衡を表します。

貸借対照表は年度末における財政状態を表すものです。資産の部、負債の部、純資産の部からなり、負債の部と純資産の部は資金の調達源泉を表し、資産の部は調達した資金をどのように保有しているかを表します。資産の部の合計金額は負債の部と純資産の部の合計金額と一致します。また、学校法人の資産の評価は原則として取得価額をもってすることと定められています。

学校法人会計と企業会計で、財務情報を適正に表示した計算書類(財務諸表)を作成し、利害関係者に公開することは共通した重要な目的です。学校法人の目的は教育活動の永続的な実施であることに対して、企業の目的は第一義的には利益の追求ですから、その存在目的の違いがそれぞれの会計の違いとなっています。企業会計は損益計算書を作成して期間あたりの利益を算定しますが、学校法人会計は事業活動収支計算書を作成して、期間あたりの事業活動収入と事業活動支出の均衡の状態を明らかにします。その際に、学校法人会計は基本金組入額を事業活動収入から控除して収支の均衡を図ることが、「その諸活動に基づき必要な資産」を永続的に保持する仕組みとなります。